

平成 20 年 3 月 10 日 国土交通省告示第 282 号
 改正 平成 20 年 3 月 31 日 国土交通省告示第 414 号

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項に規定する調査（以下「定期調査」という。）及び同条第 2 項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第 1 定期調査及び定期点検は、施行規則第 5 条第 2 項及び第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別表(い)欄に掲げる項目（ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表(ろ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(は)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第 5 条第 2 項又は第 5 条の 2 第 1 項に掲げる調査又は点検の項目、方法又は結果の判定基準について定める場合（調査若しくは点検の項目について削除し又は調査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

第 2 調査結果表は、施行規則第 5 条第 3 項の規定に基づき、別記のとおりとする。

附 則（平成 20 年 3 月 10 日 国土交通省告示第 282 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日 国土交通省告示第 414 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

		(い)調査項目		(ろ)調査方法	(は)判定基準
敷地及び地盤	(一)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
	(二)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。
	(三)	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 128 条に規定する通路（以下「敷地内の通路」という。）	敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する。	敷地内の通路が確保されていないこと。
	(四)		有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	敷地内の通路の有効幅員が不足していること。
	(五)		敷地内の通路の支	目視により確認する。	敷地内の通路に支障物があること。

			障物の状況		
	(六)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第 61 条又は令第 62 条の 8 の規定に適合しないこと。
	(七)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。
	(八)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。
	(九)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。
二 建築 物の 外部	(一)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。
	(二)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。
	(三)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。
	(四)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
	(五)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する。

(六)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(七)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
(八)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。
(九)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(十)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(十一)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超え、かつ3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的に	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。

				テストハンマーによる打診等により確認する（3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	
	(十二)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。
	(十三)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。
	(十四)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。
	(十五)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。
	(十六)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。	昭和46年建設省告示第109号第3第四号の規定に適合していないこと。
	(十七)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。
	(十八)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
三 屋上 及び 屋根	(一)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。
	(二)	屋上回り（屋上面を除く。）	パラベットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。

	(三)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。
	(四)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。
	(五)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。
	(六)	屋根	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第 63 条の規定に適合しないこと又は法第 22 条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては同条の規定に適合しないこと。
	(七)		屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。
	(八)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。
	(九)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。
四 建 築 物 の 内 部	(一)	防火 区画	令第 112 条第 9 項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第 112 条第 9 項の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条の 2 の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(二)		令第 112 条第 1 項から第 3 項まで又は	設計図書等により確認する。	令第 112 条第 1 項から第 8 項（令第

		同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況		129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第5項を除く。)の規定に適合しないこと。	
(三)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第112条第12項又は第13項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(四)		防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する。	令第112条第10項又は11項の規定に適合しないこと。
(五)			令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	令第112条第10項に規定する外壁等、同条第11項に規定する防火設備に損傷があること。
(六)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(七)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
(八)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。

(九)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(十)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(十一)		令第115条の2の2第1項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 令第112条第1項から第4項まで又は第13項(令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)については、第13項を除く。)の規定による防火区画 令第115条の2の2の規定に適合しないこと。 (二) 令第112条第5項又は第8項(令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)については、第5項を除く。)の規定による防火区画 令第107条の規定に適合しないこと。 (三) 令第112条第9項、第10項又は第12項(令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)については、第9項及び第12項を除く。)の規定による防火区画 令第107条の2の規定に適合しないこと。
(十二)			部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。

(十三)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。
(十四)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	令第112条第15項若しくは第16項又は第129条の2の5の規定に適合しないこと。
(十五)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	設計図書等により確認し、法第12条第1項の規定に基づく調査以後に法第6条第1項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕や模様替え等（以下「修繕等」という。）が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	令第114条の規定に適合しないこと。
(十六)		令第129条各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第129条（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第2項、第6項、第7項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。
(十七)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(十八)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(十九)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。

			傷の状況		
(二十)		令第115条の2の2第1項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 令第112条第1項から第4項まで又は第13項(令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)については、第13項を除く。)の規定による防火区画 令第115条の2の2の規定に適合しないこと。 (二) 令第112条第5項又は第8項(令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)については、第5項を除く。)の規定による防火区画 令第107条の規定に適合しないこと。 (三) 令第112条第9項、第10項又は第12項(令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)については、第9項及び第12項を除く。)の規定による防火区画 令第107条の2の規定に適合しないこと。
(二十一)			部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。
(二十二)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合については点検口等から目視により確認する。	令第112条第15項若しくは第16項又は第129条の2の5の規定に適合しないこと。
(二十三)	天井	令第129条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第129条(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)又は令第129条の2の2第1項の規定が適

					用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第2項、第6項、第7項及び階段に係る部分以外の規定を除く。)の規定に適合しないこと。
(二十四)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。
(二十五)		概ね500平方メートル以上の空間を有する建築物	概ね500平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況	設計図書等により確認するとともに、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	当該空間の天井に耐震対策がないこと。
(二十六)	防火設備（防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第112条第14項の規定に適合しないこと。
(二十七)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第112条第14項の規定に適合しないこと。
(二十八)			昭和48年建設省告示第2563号第1第一号口に規定する基準についての適合の状況	防火戸にあつては、各階の主要な防火戸の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、戸の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。防火シャッター等にあつては、各階の主要な防火シャッター等を作動させて確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号口の規定に適合しないこと。
(二十九)			常時閉鎖又は作動をした状態にある	目視により確認する。	令第112条第14項の規定に適合しないこと。

		もの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況		
(三十)		防火戸の開放方向	目視により確認する。	令第123条第1項第六号、第2項第二号又は第3項第九号（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第3項第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）を除き、令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第1項第六号、第2項第二号及び第3項第九号を除く。）の規定に適合しないこと。
(三十一)		本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第112条第14項第二号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。）に支障があること。
(三十二)		防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、3年以内実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	防火設備が閉鎖又は作動しないこと。
(三十三)		閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。
(三十四)		常時閉鎖の防火戸の固定の状況	目視により確認する。	常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていること。

(三十五)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。
(三十六)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。	防火設備の閉鎖に支障があること。
(三十七)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第 28 条第 1 項又は令第 19 条の規定に適合しないこと。
(三十八)		採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	採光の妨げとなる物品が放置されていること。
(三十九)		換気のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第 28 条第 2 項、令第 20 条の 2 又は令第 20 条の 3 の規定に適合しないこと。
(四十)		換気設備の設置の状況	設計図書等により確認する。	法第 28 条第 2 項若しくは第 3 項、令第 20 条の 2 又は令第 20 条の 3 の規定に適合しないこと。
(四十一)		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3 年以内に実施した法第 12 条第 3 項に基づく検査(以下「定期検査」という。)等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
(四十二)		換気設備の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	換気設備の妨げとなる物品が放置されていること。
(四十三)		石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の 0.1 パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」	設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。

			という。)の使用 の状況		
	(四十四)		吹付け石綿等の劣 化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の 結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、た れ下がり、下地からの浮き、剥離等 があること又は3年以内に劣化状況 調査が行われていないこと。
	(四十五)		除去又は囲い込み 若しくは封じ込め による飛散防止措 置の実施の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当する こと。 (一) 増築若しくは改築を行った場 合の当該部分、増築若しくは改築に 係る部分の床面積の合計が令第137 条に定める基準時(以下「基準時」 という。)における延べ面積の2分 の1を越える増築若しくは改築を行 った場合の当該部分以外の部分又は 大規模の修繕若しくは大規模の模様 替えを行った場合の当該部分におい て、吹付け石綿等の除去をしていな いこと。 (二) 増築若しくは改築に係る部分 の床面積の合計が基準時における延 べ面積の2分の1を越えない増築若 しくは改築を行った場合の当該部分 以外の部分又は大規模の修繕若しく は大規模の模様替えを行った場合の 当該部分以外の部分において、吹付 け石綿等の除去、封じ込め又は囲い 込みをしていないこと。
	(四十六)		囲い込み又は封じ 込めによる飛散防 止措置の劣化及び 損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀 裂、剥落等の劣化又は損傷があるこ と。
五 避難 施設 等	(一)	令第120条第2項に規定 する通路	令第120条第2項 に規定する通路の 確保の状況	設計図書等により確認する。	令第120条又は第121条(令第129 条の2第1項の規定が適用され、 かつ階避難安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われていない場 合又は令第129条の2の2第1項

					の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第120条を除く。)の規定に適合しないこと。
(二)	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	幅が令第119条の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(三)		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。	
(四)	出入口	出入口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第118条、第124条、第125条又は第125条の2(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第124条第1項第二号を除き、令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第124条第1項並びに第125条第1項及び第3項を除く。)の規定に適合しないこと。	
(五)		物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。	
(六)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視により確認する。	令第126条の規定に適合しないこと。	
(七)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第121条の規定に適合しないこと。	

(八)			手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。
(九)			物品の放置の状況	目視により確認する。	避難に支障となる物品が放置されていること。
(十)			避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。
(十一)	階段	階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第 120 条、第 121 条、第 122 条又は第 123 条（令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第 120 条並びに第 123 条第 3 項第一号、第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十一号を除き、令第 129 条の 2 の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第 120 条並びに第 123 条第 1 項第一号及び第六号、第 2 項第二号、第 3 項第一号、第二号、第九号及び第十一号を除く。）の規定に適合しないこと。
(十二)			幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第 23 条、第 24 条又は第 124 条（令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第 124 条第 1 項第二号を除き、令第 129 条の 2 の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第 124 条第 1 項を除く。）の規定に適合しないこと。
(十三)			手すりの設置の状況	目視により確認する。	令第 25 条の規定に適合しないこと。

			況		
(十四)			物品の放置の状況	目視により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。
(十五)			階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること。
(十六)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第 123 条第 1 項（令第 129 条の 2 の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号及び第六号を除く。）の規定に適合しないこと。
(十七)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第 123 条第 2 項（第 129 条の 2 の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第 2 項第二号を除く。）の規定に適合しないこと。
(十八)			開放性の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	開放性が阻害されていること。
(十九)		特別避難階段	令第 123 条第 3 項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。	令第 123 条第 3 項（令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号、第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十一号を除き、令第 129 条の 2 の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号、第二号、第九号及び第十一号を除く。）の規定に適合しないこと。
(二十)			付室の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	昭和 44 年建設省告示第 1728 号の規定に適合しないこと。

(二十一)			付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(二十二)			付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(二十三)			物品の放置の状況	目視により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。
(二十四)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	令第126条の3の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十五)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。
(二十六)			可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
(二十七)	排煙設備		排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第126条の2の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十八)			排煙設備の作動の	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。

			状況	認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。	
(二十九)			排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(三十)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第126条の6又は第126条の7の規定に適合しないこと。
(三十一)			非常用の進入口等の維持保全の状況	目視により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。
(三十二)		非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第129条の13の3第3項の規定に適合しないこと。
(三十三)			乗降ロビーの排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第129条の13の3第3項の規定に適合しないこと。
(三十四)			乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。	排煙設備が作動しないこと。
(三十五)			乗降ロビーの外気に向かつて開くことができる窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	外気に向かつて開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(三十六)			物品の放置の状況	目視により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていること。
(三十七)			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合に	非常用エレベーターが作動しないこと。

					っては、当該記録により確認すること で足りる。	
	(三十八)		非常用の照明 装置	非常用の照明装置 の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第126条の4の規定に適合しない こと。
	(三十九)			非常用の照明装置 の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の 作動を確認する。ただし、3年以内 に実施した定期検査等の記録があ る場合にあっては、当該記録により 確認することです。	非常用の照明装置が作動しないこ と。
	(四十)			照明の妨げとなる 物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されて いること。
六 そ の 他	(一)	特 殊 な 構 造 等	膜構造建築物 の膜体、取付部 材等	膜体及び取付部材 の劣化及び損傷の 状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する。ただし、3年以 内に実施した点検の記録がある場 合にあっては、当該記録により確認 することです。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の 剥がれ等があること。
	膜張力及びケーブル 張力の状況			必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する。ただし、3年以 内に実施した点検の記録がある場 合にあっては、当該記録により確認 することです。	膜張力又はケーブル張力が低下して いること。	
	(三)		免震構造建築 物の免震層及 び免震装置	免震装置の劣化及 び損傷の状況(免 震装置が可視状態 にある場合に限 る。)	目視により確認するとともに、3年以 内に実施した点検の記録がある場合 にあっては、当該記録により確認す ることです。	鋼材部分に著しい錆、腐食等がある こと。
	(四)			上部構造の可動の 状況	目視により確認する。ただし、3年 以内に実施した点検の記録がある 場合にあっては、当該記録により確 認することです。	上部構造の水平移動に支障がある状 態となっていること又は障害物がある こと。
	(五)	避雷設備		避雷針、避雷導線 等の劣化及び損傷 の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損 又は破断していること。
	(六)	煙	建築物に設け	煙突本体及び建築	必要に応じて双眼鏡等を使用し目	煙突本体及び建築物との接合部

	突	る煙突	物との接合部の劣化及び損傷の状況	視により確認する。	に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。
(七)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。
(八)		令第 138 条第 1 項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。
(九)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。